参考資料３

令和５年度

公共用水域・地下水
水　質　測　定　計　画

滋　　賀　　県

令和５年度公共用水域水質測定計画

滋　　賀　　県

第１　令和５年度公共用水域水質測定計画

１　目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、県内の公共用水域の水質等の測定について必要な事項を定めるものとする。

２　測定地点

（１）水質

ア　琵琶湖

表１および図１に掲げる地点とする。（北湖 31 地点、南湖 20 地点）

イ　河川

表２および図２に掲げる地点とする。（27 河川）

（２）底質

琵琶湖今津沖中央および唐崎沖中央とする。

３　測定項目

（１）水質

ア　一般項目

気温、水温、流量（河川）、透明度（湖沼）、透視度（河川）

イ　生活環境の保全に関する環境基準項目（以下、「生活環境項目」という。）

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」（以下「告示 59 号」という。）別表２に掲げられた次の 11 項目

水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌数、全窒素(T-N)、全りん(T-P)、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）

ウ　人の健康の保護に関する環境基準項目（以下、「健康項目」という。）

告示 59 号別表１に掲げられた次の 27 項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素（NO_3-N 及び NO_2-N）、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

※ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合にのみ測定することとする。

エ　要監視項目

（ア）人の健康の保護に関する項目

平成５年３月８日付け環水管第 21 号の環境庁水質保全局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について 」において、人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断され、令和２年５月 28 日付け環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号の環境省水・大気環境局

長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」に掲げられた項目のうち、次の27項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン（MEP）、イソプロチオラン、オキシン銅（有機銅）、クロロタロニル（TPN）、プロピザミド、EPN、ジクロルボス（DDVP）、フェノブカルブ（BPMC）、イプロベンホス（IBP）、クロルニトロフェン（CNP）、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)

（イ）水生生物の保全に関する項目

平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第031105001号の環境省水環境部長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」および平成25年3月27日付け環水大水発第1303272号の環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」において、有用な水生生物及びその餌生物ならびにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断された次の6項目

クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

オ　その他の項目

アンモニウム態窒素（NH_4-N）、有機態窒素（org-N）、溶解性オルトりん酸態りん、溶性珪酸、クロロフィル、フェオ色素、塩化物イオン、溶存態化学的酸素要求量（D-COD）、溶存態全有機炭素（D-TOC）、懸濁態全有機炭素（P-TOC）、全有機炭素（TOC）、底層DO、鉄、溶存態鉄、溶存態マンガン、植物プランクトン

（2）底質

強熱減量、硫化物、COD、T-N、T-P

4　測定方法

表3に掲げる方法とする。

5　各測定地点における測定頻度等

（1）水質および植物プランクトン

ア　琵琶湖

表4のとおりとし、採水深度は表層（0.5m）とする。

水深別水質測定については表6のとおりとする。

イ　河川

表5のとおりとし、採水深度は表層（0.5m）とし、採水位置は流心とする。

（2）底質

1回/年

６　採水時期

（１）琵琶湖

風や雨等天候の影響のない日におこなうものとする。

（２）河川

数日間晴天が続き、水量が安定している日におこなうものとする。

７　実施機関

表４、５、６のとおりとし、必要に応じて関係機関で協議するものとする。

８　健康項目が環境基準を超過した場合等の対応

健康項目が環境基準を超えた場合あるいは超えるおそれがある場合には、関係者に速やかに通知するとともに、原因を究明するための調査を実施するものとする。

《参考》

生活環境項目に関する環境基準を表７に、健康項目に関する環境基準を表８に、要監視項目に関する指針値を表９に示す。

表１　琵琶湖の測定地点

水　域　名	類型指定年月日、類型および基準値の達成期間[1]	地点統一番号	測定地点	緯度(北緯)	経度(東経)	測定実施機関	備　考
琵琶湖（１） （琵琶湖大橋より北側）	S47.4.6 湖沼AA イ S60.4.20 湖沼Ⅱ ニ （環境省告示14[2]）	501-01	今津沖	35° 23′ 58″	136° 02′ 30″	滋賀県	COD等環境基準点[3]
		501-02	長浜沖	35° 22′ 17″	136° 15′ 22″	滋賀県	COD等環境基準点[3]
		501-03	北小松沖	35° 15′ 20″	135° 59′ 02″	滋賀県	COD等環境基準点[3]
		501-04	愛知川沖	35° 13′ 14″	136° 06′ 15″	滋賀県	COD等環境基準点[3]
		501-51	知内川沖	35° 26′ 42″	136° 03′ 50″	水資源機構	
		501-52	知内川沖中央	35° 26′ 26″	136° 06′ 50″	水資源機構	
		501-53	早崎港沖	35° 26′ 11″	136° 09′ 51″	水資源機構	
		501-54	今津沖中央	35° 23′ 41″	136° 07′ 57″	滋賀県	NP環境基準点
		501-55	姉川沖	35° 23′ 01″	136° 12′ 17″	水資源機構	
琵琶湖北湖 （琵琶湖大橋より北側に限る。ただし、琵琶湖北湖（１）から（３）までに係る部分を除く。）	H21.11.30 湖沼生物A イ （環境省告示14[2]）	501-56	外ヶ浜沖	35° 21′ 15″	136° 04′ 27″	水資源機構	
		501-57	外ヶ浜沖中央	35° 20′ 34″	136° 09′ 47″	滋賀県	
		501-58	天野川沖	35° 19′ 48″	136° 15′ 41″	水資源機構	
		501-59	安曇川沖	35° 19′ 02″	136° 04′ 58″	水資源機構	
		501-60	安曇川沖中央	35° 17′ 41″	136° 09′ 15″	滋賀県	NP環境基準点
		501-61	彦根港沖	35° 17′ 06″	136° 14′ 08″	水資源機構	
		501-62	大溝沖	35° 17′ 11″	136° 01′ 30″	水資源機構	
		501-63	大溝沖中央	35° 15′ 28″	136° 04′ 53″	国土交通省	
		501-64	石寺沖	35° 14′ 32″	136° 09′ 36″	国土交通省	
		501-65	北小松沖中央	35° 14′ 07″	136° 02′ 26″	国土交通省	
琵琶湖北湖（イ）	R3.12.28 湖沼生物3 （環境省告示14[2]）	501-66	南比良沖	35° 12′ 42″	135° 56′ 47″	国土交通省	
		501-67	南比良沖中央	35° 11′ 39″	135° 59′ 39″	滋賀県	NP環境基準点
琵琶湖北湖（ロ）	R3.12.28 湖沼生物2 （環境省告示14[2]）	501-68	長命寺沖	35° 10′ 40″	136° 03′ 07″	国土交通省	
		501-69	蓬莱沖	35° 10′ 28″	135° 55′ 36″	国土交通省	
琵琶湖北湖（ハ）	R3.12.28 湖沼生物1 （環境省告示14[2]）	501-70	蓬莱沖中央	35° 10′ 06″	135° 58′ 30″	国土交通省	
		501-71	日野川沖	35° 09′ 24″	136° 01′ 38″	水資源機構	
	※測定地点設定の考え方等については、国において検討中	501-72	丹出川沖	35° 08′ 45″	135° 56′ 03″	国土交通省	
		501-73	丹出川沖中央	35° 08′ 20″	135° 56′ 53″	国土交通省	
		501-74	吉川港沖	35° 07′ 58″	135° 58′ 11″	国土交通省	
琵琶湖北湖（１）	H21.11.30 湖沼生物特B イ （環境省告示14[2]）	501-75	岩熊地先	35° 30′ 39″	136° 09′ 48″	滋賀県	水生生物保全環境基準点
琵琶湖北湖（２）		501-76	延勝寺地先	35° 25′ 49″	136° 11′ 14″	滋賀県	水生生物保全環境基準点
琵琶湖北湖（３）		501-77	針江地先	35° 22′ 22″	136° 03′ 06″	滋賀県	水生生物保全環境基準点
琵琶湖（２） （琵琶湖大橋より南側）	S47.4.6 湖沼AA ハ S60.4.20 湖沼Ⅱ ニ （環境省告示14[2]）	502-01	堅田沖中央	35° 06′ 40″	135° 55′ 56″	滋賀県	COD等環境基準点[3]
		502-02	浜大津沖	35° 00′ 38″	135° 52′ 30″	滋賀県	COD等環境基準点[3]
		502-03	唐崎沖中央	35° 02′ 40″	135° 53′ 36″	滋賀県	COD等環境基準点[3][4]
		502-05	新杉江港沖	35° 04′ 60″	135° 56′ 12″	滋賀県	COD等環境基準点[3]
		502-51	堅田沖	35° 06′ 24″	135° 55′ 21″	国土交通省	
		502-52	木ノ浜沖	35° 06′ 19″	135° 56′ 12″	国土交通省	
		502-53	雄琴沖	35° 05′ 09″	135° 54′ 02″	国土交通省	
琵琶湖南湖 （琵琶湖大橋より南側に限る。ただし、琵琶湖南湖（１）に係る部分を除く。）	H21.11.30 湖沼生物B イ （環境省告示14[2]）	502-54	雄琴沖中央	35° 04′ 55″	135° 55′ 09″	国土交通省	
		502-55	大宮川沖	35° 04′ 12″	135° 53′ 32″	国土交通省	
		502-56	大宮川沖中央	35° 03′ 58″	135° 54′ 14″	国土交通省	
		502-57	志那沖	35° 03′ 40″	135° 54′ 57″	水資源機構	
		502-58	唐崎沖	35° 03′ 01″	135° 52′ 38″	国土交通省	
		502-59	伊佐々川沖	35° 02′ 30″	135° 54′ 26″	水資源機構	
		502-60	柳ヶ崎沖	35° 01′ 40″	135° 52′ 18″	国土交通省	
琵琶湖南湖	R3.12.28 湖沼生物1 （環境省告示14[2]）	502-61	柳ヶ崎沖中央	35° 01′ 36″	135° 53′ 27″	国土交通省	
		502-62	山田港沖	35° 01′ 28″	135° 54′ 38″	水資源機構	
	※測定地点設定の考え方等については、国において検討中	502-63	三保ヶ崎沖	35° 01′ 04″	135° 51′ 57″	国土交通省	
		502-64	粟津沖中央	34° 59′ 04″	135° 54′ 15″	国土交通省	
		502-65	浜大津沖中央	35° 00′ 47″	135° 53′ 27″	国土交通省	
琵琶湖南湖（１）	H21.11.30 湖沼生物特B イ （環境省告示14[2]）	502-66	新浜地先	35° 00′ 08″	135° 54′ 35″	滋賀県	水生生物保全環境基準点

１）類型および基準値は、15～17 頁表７（１）参照。
　達成期間は、イ：直ちに達成する。ハ：５年を超える期間で可及的速やかに達成する。ニ：段階的に暫定目標と達成しつつ、環境基準を可及的速やかに達成する。　を示す。
２）環境省告示 14：平成 21 年３月 31 日環境省告示第 14 号
３）水生生物保全環境基準点を兼ねる。　　４）NP 環境基準点を兼ねる。

図１　琵琶湖の測定地点図

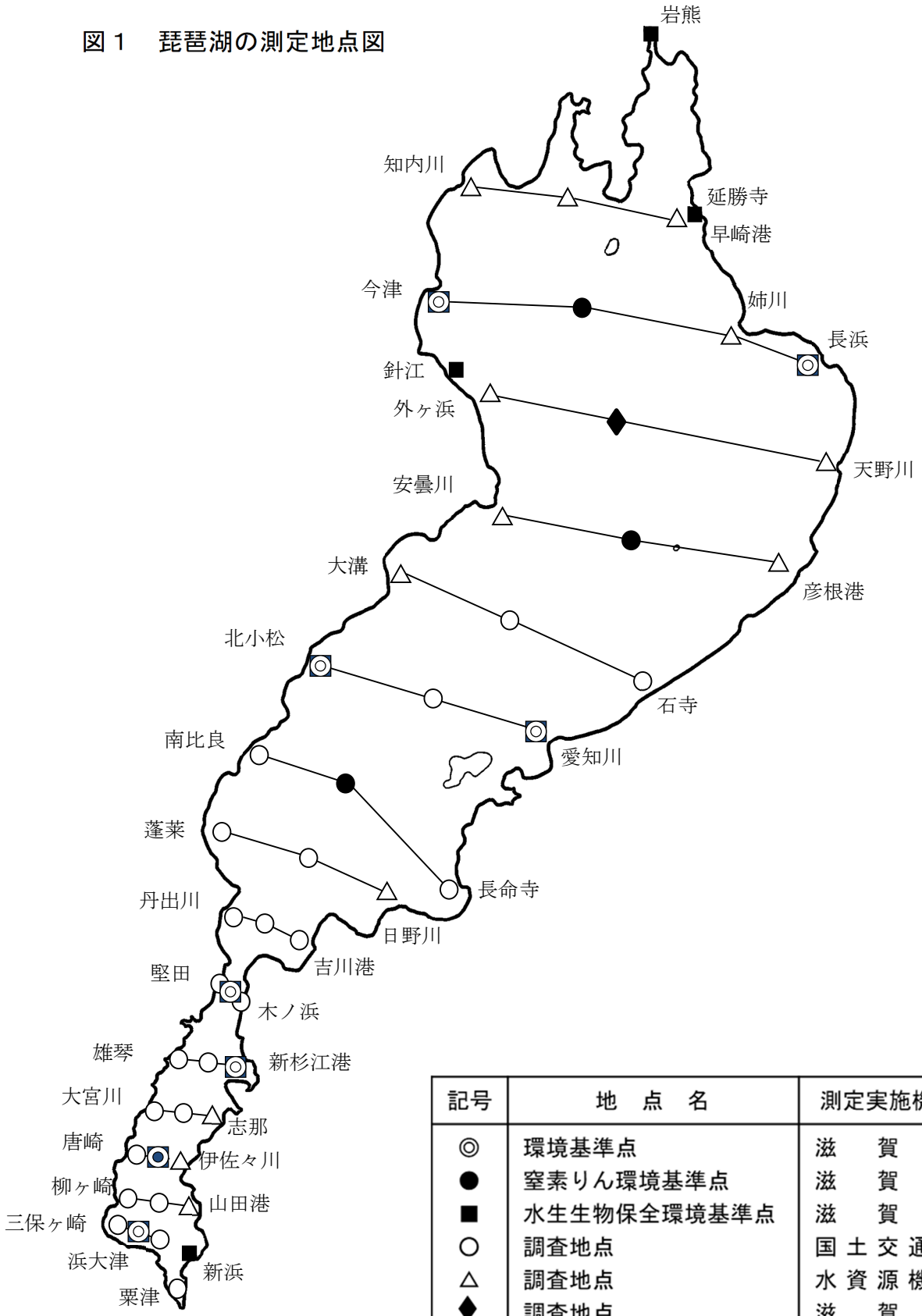

記号	地　点　名	測定実施機関
◎	環境基準点	滋　賀　県
●	窒素りん環境基準点	滋　賀　県
■	水生生物保全環境基準点	滋　賀　県
○	調査地点	国土交通省
△	調査地点	水資源機構
◆	調査地点	滋　賀　県

表２　河川の測定地点

		水域名	類型指定年月日	類型および基準値の達成期間[1]	地点統一番号	測定地点	緯度(北緯)	経度(東経)	測定実施機関
環境基準設定河川		瀬田川全域	S47.4.6[2]	Ａイ	1-1	唐橋流心	34° 58′ 20″	135° 54′ 22″	滋賀県
			H21.11.30[2]	生物Bイ	1-51	洗堰下	34° 56′ 20″	135° 54′ 38″	国土交通省
	南湖・瀬田川流入河川	天神川全域	S49.4.1[3]	Ａハ	2-1	県道高島大津線との交叉地点	35° 06′ 42″	135° 54′ 38″	大津市
		大宮川全域	S49.4.1[3]	Ａハ	3-1	大津市道幹2119号線との交叉地点	35° 04′ 02″	135° 53″ 07″	大津市
		柳川全域	S49.4.1[3]	ＡＡハ	4-1	新柳川橋	35° 01′ 51″	135° 52′ 00″	大津市
		吾妻川全域	S49.4.1[3]	ＡＡハ	5-1	大津湖岸線との交叉地点	35° 00′ 22″	135° 52′ 18″	大津市
		相模川全域	S49.4.1[3]	ＡＡハ	6-1	大津湖岸線との交叉地点	35° 00′ 16″	135° 53′ 24″	大津市
		十禅寺川全域	S49.4.1[3]	Ａハ	7-1	県道大津守山近江八幡線との交叉地点	35° 00′ 12″	135° 55′ 26″	滋賀県
		葉山川全域	S49.4.1[3]	Ａハ	8-1	北大萱橋	35° 02′ 35″	135° 56′ 32″	滋賀県
		守山川全域	S49.4.1[3]	Ａハ	9-1	県道大津守山近江八幡線との交叉地点	35° 04′ 25″	135° 57′ 41″	滋賀県
		大戸川全域	S49.4.1[3]	Ａイ	10-1	大鳥居発電所放流口より下流20mの地点	34° 57′ 02″	135° 59′ 01″	大津市
					10-2	稲津橋	34° 56′ 33″	135° 55′ 07″	大津市
		信楽川全域	S49.4.1[3]	Ａイ	11-1	加河川との合流地点	34° 54′ 05″	135° 57′ 05″	大津市
					11-2	瀬田川との合流点より上流50mの地点	34° 54′ 45″	135° 54′ 51″	大津市
	北湖東部流入河川	姉川本流全域	S50.4.14[4]	ＡＡイ	12-1	美浜橋	35° 23′ 43″	136° 13′ 27″	滋賀県
		田川本流全域	S50.4.14[4]	ＡＡハ	13-1	河口部上流300m地点	35° 24′ 21″	136° 13′ 00″	滋賀県
		天野川本流全域	S50.4.14[4]	ＡＡハ	14-1	朝妻橋	35° 19′ 49″	136° 16′ 22″	滋賀県
		犬上川本流全域	S50.4.14[4]	ＡＡロ	15-1	犬上川橋	35° 15′ 50″	136° 13′ 11″	滋賀県
		宇曽川本流全域	S50.4.14[4]	Ｂイ	16-1	唐崎橋	35° 14′ 34″	136° 12′ 18″	滋賀県
		愛知川本流全域	S50.4.14[4]	ＡＡイ	17-1	栗見橋	35° 12′ 43″	136° 08′ 07″	滋賀県
		日野川本流全域	S50.4.14[4]	Ａイ	18-1	野村橋	35° 07′ 54″	136° 01′ 50″	滋賀県
		家棟川本流全域	S50.4.14[4]	Ｂハ	19-1	野田橋	35° 07′ 33″	136° 01′ 15″	滋賀県
		野洲川本流全域	S50.4.14[4]	Ａイ	20-1	服部大橋	35° 06′ 07″	135° 59′ 29″	国土交通省
					20-2	横田橋	34° 59′ 06″	136° 07′ 06″	滋賀県
	北湖西部流入河川	大浦川全域	S51.5.19[5]	Ａイ	21-1	大浦川橋上流300m地点	35° 29′ 25″	136° 07′ 08″	滋賀県
		知内川全域	S51.5.19[5]	ＡＡイ	22-1	大川橋	35° 27′ 09″	136° 03′ 31″	滋賀県
		石田川全域	S51.5.19[5]	ＡＡイ	23-1	浜分橋	35° 24′ 35″	136° 02′ 28″	滋賀県
		安曇川全域	S51.5.19[5]	ＡＡイ	24-1	常安橋	35° 20′ 44″	136° 01′ 28″	滋賀県
		和邇川全域	S51.5.19[5]	Ａイ	25-1	和邇川下橋	35° 09′ 23″	135° 55′ 48″	大津市
環境基準未設定		白鳥川			205-1	高坐橋から下流１本目の農橋	35° 08′ 19″	136° 04′ 11″	滋賀県
		長命寺川			206-1	白王橋	35° 09′ 54″	136° 05′ 51″	滋賀県

１）類型および基準値は、19 頁表７（２）参照。
　達成期間は、イ：直ちに達成する。ロ：５年以内で可及的速やかに達成する。ハ：５年を超える期間で可及的速やかに達成する。　を示す。
２）平成 21 年３月 31 日環境省告示第 14 号　３）昭和 49 年４月１日滋賀県告示第 136 号
４）昭和 50 年４月 14 日滋賀県告示第 169 号　５）昭和 51 年５月 19 日滋賀県告示第 376 号

図２　河川の測定地点図

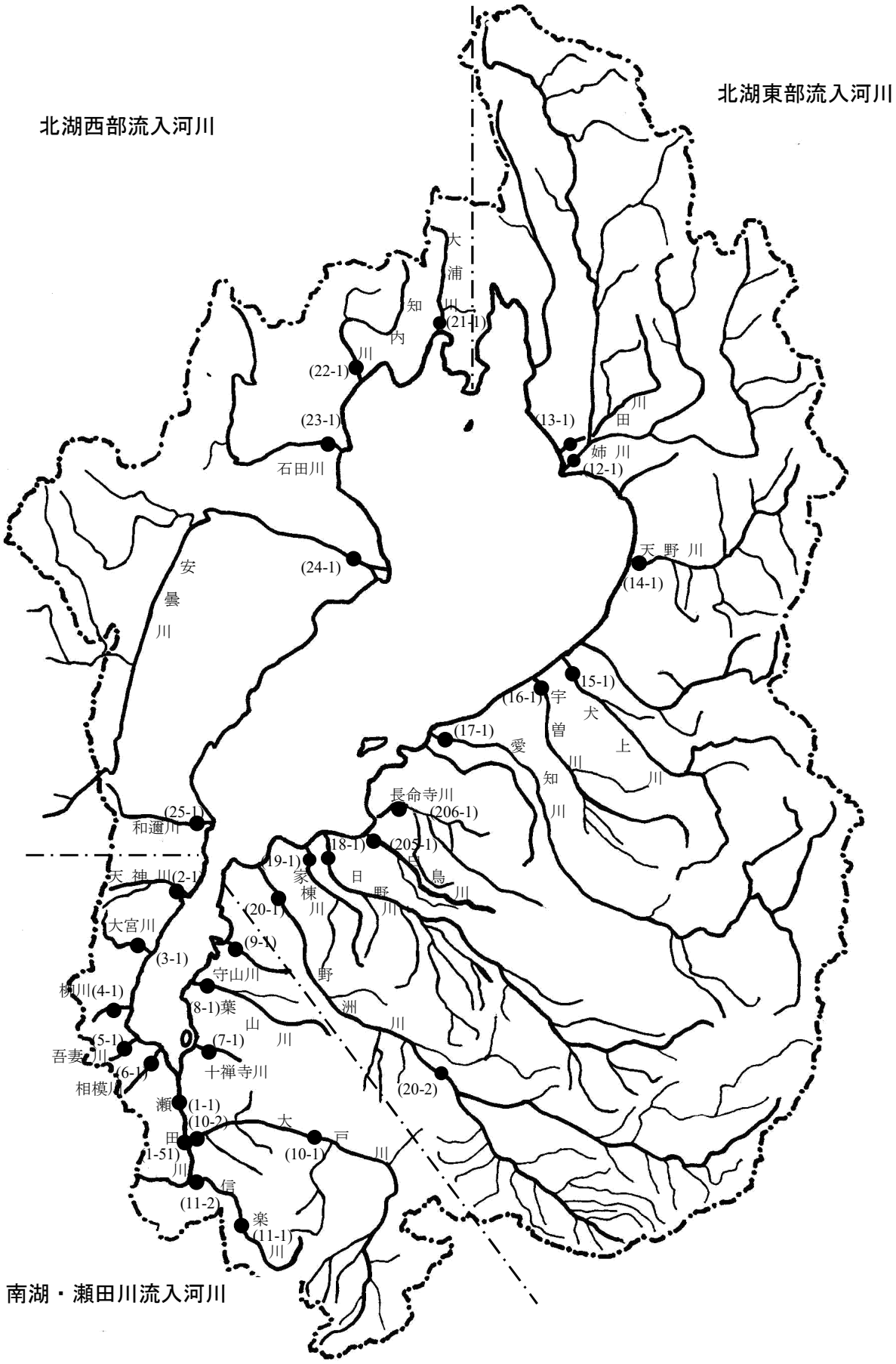
北湖東部流入河川
北湖西部流入河川
南湖・瀬田川流入河川
大浦川
(21-1)
知内川
(22-1)
(23-1)
石田川
(13-1)
田川
姉川
(12-1)
天野川
(14-1)
(24-1)
安曇川
(15-1)
(16-1)
宇曽川
犬上川
(17-1)
愛知川
長命寺川
(206-1)
(25-1)
和邇川
(18-1)
(205-1)
(19-1)
家棟川
日野川
堅島川
天神川(2-1)
(20-1)
大宮川
(9-1)
(3-1)
守山川
野洲川
柳川(4-1)
(8-1)葉山川
(5-1)
(7-1)
吾妻川
(6-1)
十禅寺川
相模川
(20-2)
瀬田川
(1-1)
(10-2)
(1-51)
(10-1)
大戸川
信川
(11-2)
楽川
(11-1)

表３　測定方法

項目		測定方法		報告下限値
一般項目	気温	上水試験方法 - 2011　Ⅱ - ３　１		－
	水温	上水試験方法 - 2011　Ⅱ - ３　１		－
	流量	JIS　K0094	8.4	－
	透明度	セッキ円板法		－
	透視度	透視度計		－
生活環境項目	ＳＳ	告示59号[1)]	付表９	1　mg/L
	ｐＨ	JIS　K0102	12.1	－
	ＤＯ	同	32	0.5　mg/L
	ＢＯＤ	同	21	0.5　mg/L
	ＣＯＤ	同	17	0.5　mg/L
	大腸菌数	令和３年度水・大気環境局長通知[2)] 付表		1　CFU/100mL
	全窒素	JIS　K0102	45.4、45.6（規格45の備考３を除く。）	0.05　mg/L
	全りん	同	46.3.1、46.3.4（規格46の備考９を除く。）	0.003　mg/L
	全亜鉛	同	53	0.001　mg/L
	ノニルフェノール	告示59号[1)]	付表11	0.00006　mg/L
	ＬＡＳ	告示59号[1)]	付表12	0.0006　mg/L
健康項目	カドミウム	JIS　K0102	55.2、55.3、55.4	0.0003　mg/L
	全シアン	JIS K0102 38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。） 及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5 又は告示59号[1)]	付表１	0.1　mg/L
	鉛	JIS　K0102	54	0.005　mg/L
	六価クロム	同	65.2（規格65.2.2及び65.2.7を除く。）※1	0.01　mg/L
	砒素	同	61.2、61.3、61.4	0.005　mg/L
	総水銀	告示59号[1)]	付表２	0.0005　mg/L
	アルキル水銀	告示59号[1)]	付表３	0.0005　mg/L
	ＰＣＢ	告示59号[1)]	付表４	0.0005　mg/L
	ジクロロメタン	JIS　K0125	5.1、5.2、5.3.2	0.002　mg/L
	四塩化炭素	同	5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	0.0002　mg/L
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	同	5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	0.0004　mg/L
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（DCE）	同	5.1、5.2、5.3.2	0.002　mg/L
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同	同	0.002　mg/L
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ（MC）	同	5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	0.1　mg/L
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	同	同	0.0006　mg/L
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（TCE）	同	同	0.001　mg/L
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（PCE）	同	同	0.001　mg/L
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	同	5.1、5.2、5.3.1	0.0002　mg/L
	チウラム	告示59号[1)]	付表５	0.0006　mg/L
	シマジン	同	付表６の第１又は第２	0.0003　mg/L
	チオベンカルブ	同	同	0.002　mg/L
	ベンゼン	JIS　K0125	5.1、5.2、5.3.2	0.001　mg/L
	セレン	JIS　K0102	67.2、67.3、67.4	0.002　mg/L
	硝酸態窒素	同	43.2.3、43.2.6	0.01　mg/L
	亜硝酸態窒素	同	43.1.1、43.1.3	0.001　mg/L
	ふっ素	JIS K0102 34.1（規格34の備考１を除く。）若しくは34.4※2 又は34.1.1c)※3※4及び告示59号[1)] 付表７		0.08　mg/L
	ほう素	JIS　K0102	47.1、47.3、47.4	0.1　mg/L
	1,4－ジオキサン	告示59号[1)]	付表８	0.005　mg/L

項目			測定方法		報告下限値
要監視項目	人の健康の保護関連	クロロホルム	JIS　K0125	5.1、5.2、5.3.1	0.0006　mg/L
		ﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同	同	0.002　mg/L
		1,2-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	同	同	0.006　mg/L
		p-ｼﾞｸﾛﾛﾍﾞﾝｾﾞﾝ	同	同	0.02　mg/L
		イソキサチオン	平成５年水質規制課長通知[3]	付表１の第１又は第２	0.0008　mg/L
		ダイアジノン	同	同	0.0005　mg/L
		フェニトロチオン	同	同	0.0003　mg/L
		イソプロチオラン	同	同	0.004　mg/L
		オキシン銅	同	付表２	0.004　mg/L
		クロロタロニル	同	付表１の第１又は第２	0.005　mg/L
		プロピザミド	同	同	0.0008　mg/L
		ＥＰＮ	同	同	0.0006　mg/L
		ジクロルボス	同	同	0.0008　mg/L
		フェノブカルブ	同	同	0.003　mg/L
		イプロベンホス	同	同	0.0008　mg/L
		クロルニトロフェン	同	同	0.0001　mg/L
		トルエン	JIS　K0125	5.1、5.2、5.3.2	0.06　mg/L
		キシレン	同	同	0.04　mg/L
		ﾌﾀﾙ酸ｼﾞｴﾁﾙﾍｷｼﾙ	平成５年水質規制課長通知[3]	付表３の第１又は第２	0.006　mg/L
		ニッケル	JIS　K0102 又は平成５年水質規制課長通知[3]	59.3、 付表４、付表５	0.001　mg/L
		モリブデン	JIS　K0102 又は平成５年水質規制課長通知[3]	68.2、 付表４、付表５	0.007　mg/L
		アンチモン	JIS　K0102 又は平成16年水環境部長通知[4]	62.2、 付表５の第１、第２又は第３	0.002　mg/L
		塩化ビニルモノマー	平成16年水環境部長通知[4]	付表１	0.0002　mg/L
		エピクロロヒドリン	同	付表２	0.00004 mg/L
		全マンガン	JIS　K0102	56.2、56.3、56.4、56.5	0.02　mg/L
		ウラン	平成16年水環境部長通知[4]	付表４の第１又は第２	0.0002　mg/L
		PFOS及びPFOA	令和２年水・大気環境局長通知[5] （PFOS、PFOAそれぞれの報告下限値は1ng/Lとする。）	付表１	2　ng/L
	水生生物保全関連	クロロホルム	JIS　K0125	5.1、5.2、5.3.1	0.0006　mg/L
		フェノール	平成15年水環境部長通知[6]	付表１	0.001　mg/L
		ホルムアルデヒド	同	付表２	0.1　mg/L
		4-t-ｵｸﾁﾙﾌｪﾉｰﾙ	平成25年水・大気環境局長通知[7]	付表１	0.0001　mg/L
		アニリン	同	付表２	0.002　mg/L
		2,4-ｼﾞｸﾛﾛﾌｪﾉｰﾙ	同	付表３	0.002　mg/L
その他項目		アンモニウム態窒素	JIS　K0102 又は上水試験方法－2011　Ⅲ－２－８．４	42.2、42.6	0.01　mg/L
		有機態窒素	（T－N）－（NH_4－N＋NO_2－N＋NO_3－N）		0.01　mg/L
		溶解性オルトりん酸態りん	JIS　K0102	46.1.1、46.1.4	0.003　mg/L
		溶性珪酸	JIS　K0101	44.1.2	0.1　mg/L
		クロロフィル	上水試験方法－2011　Ⅳ－２　25		0.1　μg/L
		フェオ色素	同		0.1　μg/L
		塩化物イオン	JIS　K0101 32.1、又はJIS K0102-2 6.3		0.1　mg/L
		Ｄ－ＣＯＤ	JIS　K0102	17	0.5　mg/L
		Ｄ－ＴＯＣ	JIS　K0805、又はJIS　K0102　22.1		0.1　mg/L
		Ｐ－ＴＯＣ	ＣＨＮコーダー法、又は（TOC）－（D－TOC）		0.01　mg/L
		ＴＯＣ	（D－TOC）＋（P－TOC）、又はJIS K0102 22.1		0.1　mg/L
		底層ＤＯ	JIS　K0102	32	0.5　mg/L
		鉄	JIS　K0102 57、又はJIS K0102-3 16.6		0.05　mg/L
		溶存態鉄	JIS　K0102 57、又はJIS K0102-3 16.6		0.05　mg/L
		溶存態マンガン	JIS　K0102	56	0.02　mg/L
		植物プランクトン	プランクトンモニタリング調査マニュアル[8]		－
底質		強熱減量	底質調査方法（平成24年８月８日付環水大水発第120725002号）		－
		ＣＯＤ	同		－
		全窒素	ＣＨＮコーダー法		－
		全りん	底質調査方法（平成24年８月８日付環水大水発第120725002号）		－
		硫化物	同		－

１）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」(R3.10.7 一部改正)
２）令和３年 10 月７日付け環水大水発第 2110072 号・環水大土発第 2110072 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」
３）平成５年４月 28 日付け環水規第 121 号環境庁水質保全局水質規制課長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
４）平成 16 年３月 31 日付け環水企発第 040331003 号･環水土発第 040331005 号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
５）令和２年５月 28 日付け環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
６）平成 15 年 11 月５日付け環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
７）平成 25 年３月 27 日付け環水大水発第 1303272 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
８）琵琶湖における植物プランクトン優占種の経年変化と水質（1999）用水と廃水 vol.41,No.7,582 - 591

※１　規格 65.2.1 に定める方法による場合にあっては、原則として光路長 50mm の吸収セルを用い、規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65. の備考 11 の b）による場合に限る。）にあっては、試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120％であることを確認すること。
※２　妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1000ml としたものを用い、JIS K 0170-6 の 6 図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。
※３　JIS K 0102 34.1.1c)の注（２）第三文及び JIS K0102 34 の備考１を除く。
※４　懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。

表４－１　公共用水域水質測定計画総括表（琵琶湖）

| 水域名 | | 調査地点区分 | 一般項目 | | | 生活環境項目 | | | | | | | | | | 健康項目 | | | | | | | | | |

表４－２　公共用水域水質測定計画総括表（琵琶湖）

| 水域名 | | 調査地点区分 | 要監視項目 | | |

表５－１　公共用水域水質測定計画総括表（河川）

| 河川名称 | 採水地点数 | 一般項目 | | | | 生活環境項目 | | | | | | | | | | 健康項目 | | | | | | | | | |

表５－２　公共用水域水質測定計画総括表（河川）

河川名称	採水地点数	要監視項目																																			その他項目							測定実施機関
		人の健康の保護関連																													水生生物保全関連													
		クロロホルム	トランス-1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロプロパン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシン銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化ビニルモノマー	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	PFOS及びPFOA	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド	4-t-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール	NH4-N	有機態N	溶解性オルトりん酸態りん	溶性珪酸	クロロフィル	フェオ色素	塩化物イオン	DO	DOC	PTOC	TC	
瀬田川	1																										1	1	1	1	1	1	1	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	滋賀県
	1	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	12				12				国土交通省
天神川	1																																	12	12	12				12	12	12	12	12	大津市
大宮川	1																																	12	12	12				12	12	12	12	12	大津市
柳川	1	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	12				12	12	12	12	12	大津市
吾妻川	1																																	12	12	12				12	12	12	12	12	大津市
相模川	1																																	12	12	12				12	12	12	12	12	大津市
十禅寺川	1																									2		1						12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
葉山川	1																				4					4									12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
守山川	1	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
大戸川	1																																	12	12	12				12					大津市
	1																																	12	12	12				12					
信楽川	1																																	12	12	12				12					大津市
	1																																	12	12	12				12					
姉川	1																																	12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
田川	1																				4													12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
天野川	1	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1		1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
犬上川	1																																	12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
宇曽川	1																																	12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
愛知川	1																																	12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
日野川	1																				4													12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
家棟川	1																											1						12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
野洲川	1																																	12	12	12				12	12	12	12	12	国土交通省
野洲川	1																																	12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
大浦川	1																																	12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
知内川	1																																	12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
石田川	1	(1)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
安曇川	1																				4													12	12	12				12	12	12	12	12	滋賀県
和邇川	1																											1						12	12	12				12	12	12	12	12	大津市
白鳥川	1																																	12	12	12				12					滋賀県
長命寺川	1																																	12	12	12				12					滋賀県

表５－３　河川要監視項目ローテーション調査表

						令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
A	天神川	十禅寺川	姉川	愛知川	和邇川					○
B	大宮川	葉山川	田川	日野川	安曇川	○				
C	柳川	守山川	天野川	石田川			○			
D	吾妻川	大戸川	犬上川	家棟川	知内川			○		
E	相模川	信楽川	宇曽川	野洲川	大浦川				○	

注１）要監視項目に関して、瀬田川を除く河川については、５年で 24 地点を一巡するローテーション調査を実施する。
注２）測定地点が２地点ある河川については、下流地点のみを調査することとし、大戸川は 10-2、信楽川は 11-2、野洲川は 20-1 とする。

表６　水深別水質測定計画総括表（琵琶湖）

水域名		水深（m）	気温	水温	透明度	水深	pH	DO	BOD	COD	SS	全窒素	全りん	NO_3-N	NO_2-N	NH_4-N	溶解性オルトりん酸態りん	溶性珪酸	クロロフィルフェオ色素	塩化物イオン	TOC	鉄	溶存態鉄	全マンガン	溶存態マンガン	測定実施機関
琵琶湖（北湖）	今津沖中央（水深約90m）	0.5	24	24	24	24	24	24	12	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	滋賀県
		5		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24					
		10		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24					
		15		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24					
		20		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	
		30		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24					
		40		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	
		60		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	
		80		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	
		底から１m		24			24	24		24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	12	12	12	12	
	安曇川沖中央（水深約60m）	0.5	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	水資源機構
		5		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		10		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		15		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		20		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		30		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		40		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		50		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		底から１m		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
	南比良沖中央（水深約60m）	0.5	24	24	24	24	12	24	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12					滋賀県
		5		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
		10		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
		15		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
		20		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
		30		24				24																		
		40		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
		50		24				24																		
		底から１m		24			12	24		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12						
琵琶湖（南湖）	大宮川沖中央（水深約４m）	0.5	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	国土交通省
		2.5		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		底から１m		12			12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12		12	12		12	12	
		底から0.5m		12				12																		
	唐崎沖中央（水深約４m）	0.5	24	24	24	24	24	24	12	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24					滋賀県
		底から0.5m		24				24																		

※表中の数値は年間の測定回数を示す。

注１）各測定点の水深 0.5mの測定回数は、表４に記載されているものを含む。

注２）上表に関わらず、必要に応じて今津沖中央底層における DO 等について頻度を上げて調査をおこなう。

表７　生活環境の保全に関する水質環境基準

（１）湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万 m3 以上であり、かつ、水の滞留時間が４日間以上である人工湖）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	
ＡＡ	水道１級 水産１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	１mg/L以下	１mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下 ※	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
Ａ	水道２、３級 水産２級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	３mg/L以下	５mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	
Ｂ	水産３級 工業用水１級 農業用水及びＣの欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	５mg/L以下	15mg/L以下	５mg/L以上	－	
Ｃ	工業用水２級 環境保全	6.0以上8.5以下	８mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	２mg/L以上	－	

備考
1．基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90％水質値とする。
2．農業用水利点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量５mg/L以上とする。
3．水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
4．水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU／100mL以下とする。
5．水道３級を利用目的としている地点（水浴又は水道２級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU／100mL以下とする。
6．水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
7．大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー（集落）数を数えることで算出する。

※琵琶湖においては、備考４．にもとづき、100CFU/100mL 以下とする。

（注）
１．自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２．水　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　〃２、３級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
３．水　産　１級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　〃　　２級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産３級の水産生物用
　　〃　　３級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
４．工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃　　２級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
５．環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道１、２、３級（特殊なものを除く。） 水産１種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅳ	水産２種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅴ	水産３種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	

備考
1．基準値は年間平均値とする。
2．農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。
（注）
1．自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2．水　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3．水　産　１種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産２種及び水産３種の水産生物用
〃　２種：ワカサギ等の水産生物用及び水産３種の水産生物用
〃　３種：コイ、フナ等の水産生物用
4．環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	ＬＡＳ	
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

備考
1．基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物の生息・再生産する場の適応性	基準値 底層溶存酸素量	該当水域
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上	
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上	

備考

１.基準値は、日間平均値とする。

２.底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型バンドン採水器を用いる。

（２）河川

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	
ＡＡ	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	１mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下 ※	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
Ａ	水道２級 水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	２mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	
Ｂ	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	３mg/L以下	25mg/L以下	５mg/L以上	1000CFU/100mL以下	
Ｃ	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	５mg/L以下	50mg/L以下	５mg/L以上	－	
Ｄ	工業用水２級 農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	８mg/L以下	100mg/L以下	２mg/L以上	－	
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	２mg/L以上	－	

備考
1．基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90％水質値とする。
2．農業用水利点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量５mg/L以上とする。
3．水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、
　大腸菌数100CFU／100mL以下とする。
4．水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
5．大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、
　発育したコロニー（集落）数を数えることで算出する。

※県内の AA 類型の河川においては、備考３．にもとづき、100CFU/100ml 以下とする。

（注）
１．自然環境保全：自然探勝等の環境保全
２．水　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
　　〃　　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃　　３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
３．水　産　１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
　　〃　　２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物及び水産３級の水産生物用
　　〃　　３級：コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
４．工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
　　〃　　２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
　　〃　　３級：特殊の浄水操作を行うもの
５．環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	ＬＡＳ	
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

備考

1．基準値は、年間平均値とする。

表８　人の健康の保護に関する水質環境基準

項目	基準値	用途等
カドミウム	0.003 mg/L以下	電池,塩ビ安定剤
全シアン	検出されないこと	有機合成原料,ﾒｯｷ
鉛	0.01 mg/L以下	蓄電池,鉛管,ﾊﾝﾀﾞ
六価クロム	0.02 mg/L以下	塗料,医薬品原料
砒素	0.01 mg/L以下	半導体,農薬,顔料
総水銀	0.0005 mg/L以下	電池,歯科材料
アルキル水銀	検出されないこと	
ＰＣＢ	検出されないこと	熱媒体(製造禁止)
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	金属洗浄剤,発泡
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	殺虫剤
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	樹脂原料,溶剤
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	樹脂原料
ｼｽ-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	溶剤,合成原料
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	合成原料,溶剤
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	合成原料,接着剤
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	金属洗浄剤
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃　、ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	土壌薫蒸剤
チウラム	0.006 mg/L以下	殺虫・消毒剤
シマジン	0.003 mg/L以下	除草剤
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	水田除草剤
ベンゼン	0.01 mg/L以下	合成原料,溶剤
セレン	0.01 mg/L以下	太陽電池,感光体
硝酸態窒素および亜硝酸態窒素	10 mg/L以下	肥料,火薬製造
ふっ素	0.8 mg/L以下	虫歯予防,酸洗浄
ほう素	1 mg/L以下	ガラス,医薬品
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	洗浄剤等

備考

1．基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

2．「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3．ほう素、ふっ素、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素は、平成11年2月22日環境庁告示第14号、16号により追加。

4．1,4-ジオキサンは、平成21年11月30日環境省告示第78号により追加。

表９　要監視項目に係る指針値（湖沼および河川）

項目		指針値	用途等
人の健康の保護関連	クロロホルム	0.06 mg/L以下	溶剤等
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	溶剤、香料、有機合成等
	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	殺線虫剤、溶剤等
	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	染料中間物、殺虫剤等
	イソキサチオン	0.008 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	ダイアジノン	0.005 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	フェニトロチオン	0.003 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	農薬（殺菌剤）
	オキシン銅	0.04 mg/L以下	農薬（殺菌剤）
	クロロタロニル	0.05 mg/L以下	農薬（殺菌剤）
	プロピザミド	0.008 mg/L以下	農薬（除草剤）
	ＥＰＮ	0.006 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	ジクロルボス	0.008 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	フェノブカルブ	0.03 mg/L以下	農薬（殺虫剤）
	イプロベンホス	0.008 mg/L以下	農薬（殺菌剤）
	クロルニトロフェン	－	農薬（除草剤）
	トルエン	0.6 mg/L以下	塗料溶剤、有機合成等
	キシレン	0.4 mg/L以下	塗料溶剤、有機合成等
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ可塑剤
	ニッケル	－	金属（合金成分等）
	モリブデン	0.07 mg/L以下	金属（合金成分、触媒等）
	アンチモン	0.02 mg/L以下	金属（合金成分、難燃剤）
	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	ポリ塩化ビニル等
	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下	エポキシ樹脂等
	全マンガン	0.2 mg/L以下	ステンレス等の添加剤等
	ウラン	0.002 mg/L以下	主に原子核燃料
	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸(PFOS)及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸(PFOA)	0.00005 mg/L以下 （暫定、PFOS及びPFOAの合計値）	消火剤、表面処理等
水生生物保全関連	クロロホルム	生物Ａ　0.7 mg/L以下 生物Ｂ　3 mg/L以下 生物特Ｂ　3 mg/L以下	溶剤等
	フェノール	生物Ａ　0.05 mg/L以下 生物Ｂ　0.08 mg/L以下 生物特Ｂ　0.01 mg/L以下	消毒剤、染料中間体等
	ホルムアルデヒド	生物Ａ　1 mg/L以下 生物Ｂ　1 mg/L以下 生物特Ｂ　1 mg/L以下	樹脂原料、防腐剤等
	4-t-オクチルフェノール	生物Ａ　0.001 mg/L以下 生物Ｂ　0.004 mg/L以下 生物特Ｂ　0.003 mg/L以下	樹脂原料、界面活性材原料
	アニリン	生物Ａ　0.02 mg/L以下 生物Ｂ　0.02 mg/L以下 生物特Ｂ　0.02 mg/L以下	染料、医薬品等の合成原料
	2,4-ジクロロフェノール	生物Ａ　0.03 mg/L以下 生物Ｂ　0.03 mg/L以下 生物特Ｂ　0.02 mg/L以下	殺虫剤、除草剤等の原料

※　水生生物に係る類型については、16～20 頁表７を参照。

参考１　各河川における要監視項目の調査頻度決定フロー　※１

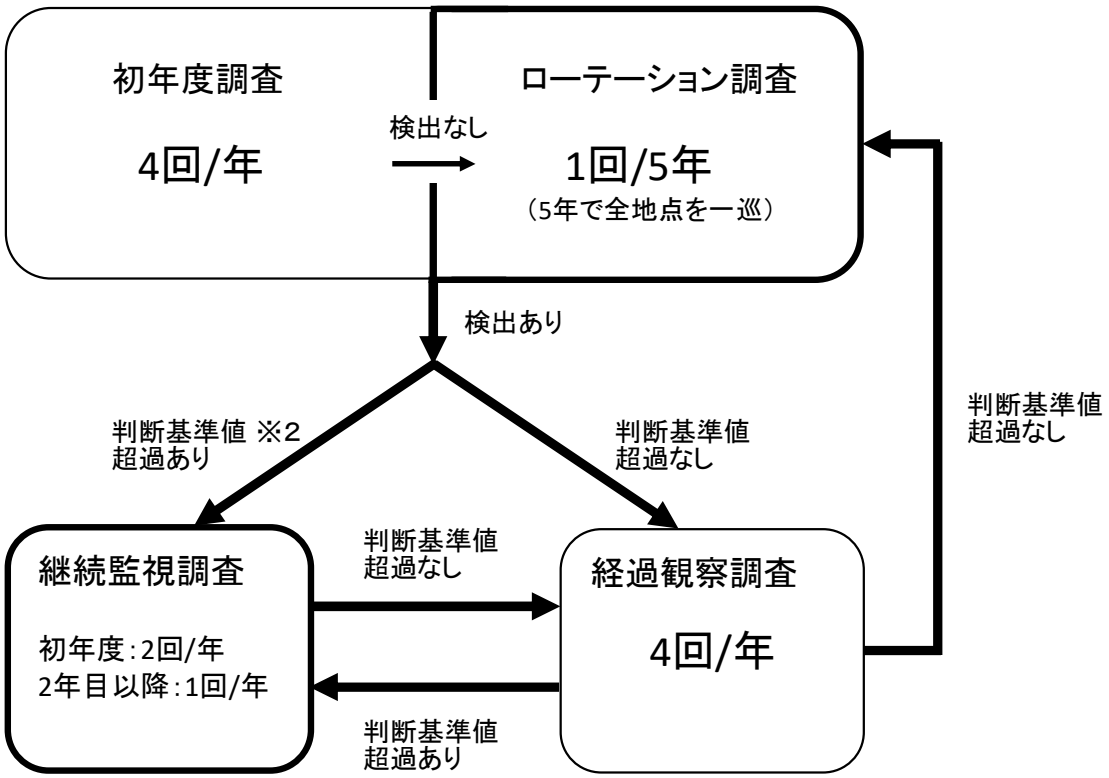

※１　その他知見や過去の調査結果等により、指針値を超過するおそれがないと判断する項目については、本フローによらず、調査頻度を決定する場合がある。

※２　判断基準値は、指針値の 7/10 とする。
ただし、ニッケルについては指針値が定められていないため、水道水の水質管理目標値 0.02mg/L を準用し、判断基準値を 0.014mg/L とする。

令和５年度地下水質測定計画

第２　令和５年度地下水質測定計画

１　目的

この計画は、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、県内の地下水の水質の測定について必要な事項を定めるものとします。

２　調査の種類

（１）概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査です。概ね 2 km 四方に区切った 264 区域を５年で一巡します。令和５年度は４巡目の４年目となります。

（２）検出井戸周辺調査

概況調査等で新たに検出され、その物質の広がりを確認する必要がある場合等に、地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「環境基準」という。）値を超過する汚染の有無や検出範囲等を確認するために実施する調査です。

（３－１）継続監視調査（汚染監視調査）

（２）の調査により環境基準値を超過した地点を含む地域において、次のアまたはイの区分ごとに、継続的に監視を行うために実施する調査です。

ア　自然的原因の可能性が高いと考えられる地下水汚染（自然由来汚染）

環境基準値を超過する地下水汚染であって、自然的原因の可能性が高いと考えられる汚染を監視するため、調査対象井戸が存在する区域において概況調査を実施するタイミングに合わせて５年に１回水質調査を実施します。

自然的原因の可能性が高いと考えられる地下水汚染は、地質等に専ら起因する汚染であり長期的に一定レベルの汚染状態が継続するものと考えられることから、原則として経過観察調査に移行することなく汚染監視調査を継続します。

イ　人為的な地下水汚染その他の自然由来汚染と判断できない地下水汚染

環境基準値を超過する地下水汚染を継続的に監視するため、調査対象井戸において年１回の水質調査を実施します。

（３－２）継続監視調査（経過観察調査）

汚染監視調査において、全ての調査対象井戸で環境基準値以下となった地域は、その翌年度に経過観察のための調査を年２回実施します。

経過観察調査において、全ての調査対象井戸で環境基準値以下であることが確認された場合、継続監視調査を終了します。１つ以上の調査対象井戸で環境基準値を超過した場合は、翌年度は汚染監視調査を実施します。

なお、概況調査および検出井戸周辺調査の結果、全ての調査対象井戸で環境基準値以下の検出であった場合は、経過観察調査に準じた調査を翌年度に実施します。

（４）確認調査

過去に汚染監視調査が実施され、その後汚染が認められなくなった地域で、最高濃度が検出されていた井戸等において調査を実施します。

3　測定項目および測定方法

図表１に掲げる項目ごとの測定方法によるものとします。

図表１　測定方法および環境基準値

	項目	環境基準値[mg/L]	報告下限値[mg/L]	測定方法
環境基準項目	カドミウム	0.003 以下	0.0003	平成９年３月13日環境庁告示第10号別表に掲げる方法
	全シアン	検出されないこと。	0.1	
	鉛	0.01 以下	0.005	
	六価クロム	0.02 以下	0.01	
	砒素	0.01 以下	0.005	
	総水銀	0.0005 以下	0.0005	
	アルキル水銀	検出されないこと。	0.0005	
	PCB	検出されないこと。	0.0005	
	ジクロロメタン	0.02 以下	0.002	
	四塩化炭素	0.002 以下	0.0002	
	クロロエチレン（※）	0.002 以下	0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0.002	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	0.1	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.0006	
	トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001	
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.0002	
	チウラム	0.006 以下	0.0006	
	シマジン	0.003 以下	0.0003	
	チオベンカルブ	0.02 以下	0.002	
	ベンゼン	0.01 以下	0.001	
	セレン	0.01 以下	0.002	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.01	
	ふっ素	0.8 以下	0.08	
	ほう素	1 以下	0.1	
	1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005	
その他	pH	－	－	JIS K 0102 12.1
	電気伝導率	－	－	JIS K 0102 13

※塩化ビニルモノマーから名称変更。

４　調査対象市町

図表２に掲げる対象市町において調査を実施します。

図表２　調査対象市町

調査名	調査対象市町
(1)概況調査	大津市、野洲市、湖南市、甲賀市、東近江市、竜王町、日野町、愛荘町、長浜市、高島市
(2)検出井戸周辺調査	概況調査等で新たに検出された地点の所在する市町
(3)継続監視調査	汚染監視調査:大津市、草津市、守山市、野洲市、湖南市、甲賀市、東近江市、竜王町、日野町、彦根市、愛荘町、長浜市、米原市、高島市 経過観察調査:草津市、守山市、野洲市、彦根市

５　調査の内容

（１）概況調査、継続監視調査（自然由来汚染）および確認調査

概況調査ならびに概況調査に合わせて実施する継続監視調査（自然由来汚染）および確認調査（以下「概況調査等」という。）の調査地域および調査項目については次のとおりです。

ア　調査地域

図表３に掲げる 53 区域において調査を実施します。

イ　調査項目

概況調査においては、図表１に掲げる項目のうち、農薬４項目（1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ)を除く項目について、全ての調査対象区域で調査を実施します。農村部およびゴルフ場付近等、調査実施市町内で農薬が検出される可能性が最も高いと推定される区域については、農薬４項目も対象とします。アルキル水銀については、総水銀が検出されたときのみ測定することとします。

継続監視調査（自然由来汚染）においては、汚染が確認されている項目について調査を実施します。

確認調査においては、過去に汚染監視調査の対象としていた項目（関連項目がある場合は、当該関連項目を含む。詳細は図表５を参照。）について調査を実施します。

令和５年度の各調査計画は、図表４のとおりです。

図表３　概況調査等の実施区域

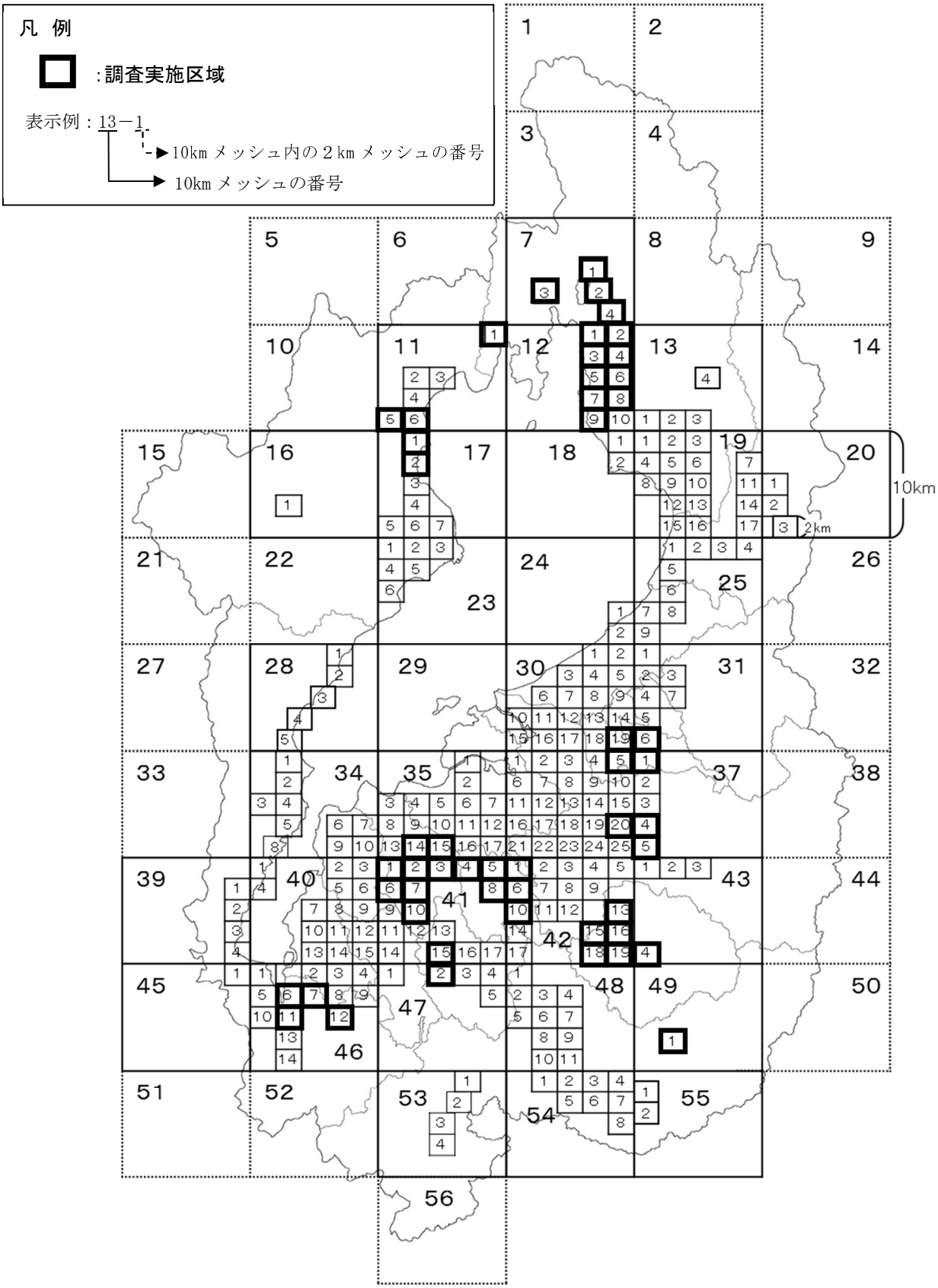

図表４　概況調査等の実施区域と調査項目

所管	市町名	概況調査	農薬４項目	継続監視調査（自然由来汚染）	確認調査
大津市	大津市	46-6,7,11,12	－	－	46-2(大将軍地区：有機塩素系 A,B,C) 46-6(大萱地区：有機塩素系 A,B,C,D)
南部	野洲市	35-14,15 41-1,2,3,6,7,10	35-15、41-10 のうち１区域	35-10(3 地点：ふっ素) 35-14(1 地点：ふっ素)	41-2(冨波甲地区：窒素)
甲賀	湖南市 (旧石部町)	41-15 47-2	－	－	41-15(石部地区：総水銀)
	甲賀市 (旧土山町)	49-1	49-1	－	－
東近江	東近江市 (旧愛東町)	36-20 37-4,5	36-20、37-5 のうち１区域	－	－
	竜王町	41-4,5,8 42-1,6,10	41-4,8、42-1,10 のうち１区域	41-4(2 地点：鉛) 41-4(1 地点：砒素)	42-10(山之上地区：鉛)
	日野町	42-13,15,16,18,19 43-4	42-13,15,18 のうち１区域	42-18(1 地点：砒素)	42-13(中在寺地区：窒素) 42-19(大窪地区：有機塩素系 A) 43-4(大窪地区：有機塩素系 A)
湖東	愛荘町 (旧秦荘町)	30-19 31-6 36-5 37-1	30-19、37-1 のうち１区域	－	31-5(常安寺地区：有機塩素系 A,B,C)
湖北	長浜市 (旧余呉町)	7-1,2	7-1	－	7-2(余呉町坂口地区：砒素)
	長浜市 (旧西浅井町)	7-3 11-1	7-3、11-1 のうち１区域	7-3、11-1(3 地点：ふっ素)	－
	長浜市 (旧木之本町)	7-4 12-1,2	12-2	－	7-4(木之本地区：有機塩素系 A)
	長浜市 (旧高月町)	12-3,4,5,6	12-3,5 のうち１区域	－	－
	長浜市 (旧湖北町)	12-7,8,9	12-7,9 のうち１区域	－	－
高島	高島市 (旧今津町)	11-5,6 17-1,2	11-5	11-5(1 地点：砒素)	17-2(今津町今津地区：砒素)

注 1）区域番号は図表３を参照

注 2）区域番号の例示

40-7

→ 10 km 区画をさらに 2 km 区画に区切り、そのうち地下水汚染の影響を受けるおそれのある区画の北西から７番目の意味

→ 県域を 10 km 区画に区切り、北西から順に番号を付け 40 番目の区画の意味

注 3）過去に当該区域内で環境基準値を超えて検出され、その後環境基準値以下となった地域があることから、最高濃度が検出されていた地点等において、汚染物質とその関連物質を対象に確認調査を行います。

注 4）有機塩素系 A，B，C，D については、図表５を参照。

注 5）「窒素」とは、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素をいう。

（２）検出井戸周辺調査

検出井戸周辺調査の調査地域および調査項目については次のとおりです。

ア　調査地域

概況調査等により新たに検出された地点の周辺地域において調査を実施します。

イ　調査項目

概況調査等で新たに検出され、その広がりを確認する必要がある項目について調査を実施します。

なお、有機塩素系化合物は分解され、他の物質に変化することから、この分解生成物および前駆物質を考慮し、図表５に掲げるいずれかの項目が検出された場合、同じグループに含まれる全ての項目について調査を実施します。

図表５　有機塩素系化合物の調査項目グループ分け

グループ	調査項目
A	テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン
B	1,1,1-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、クロロエチレン
C	1,1,2-トリクロロエタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン
D	四塩化炭素、ジクロロメタン

（３）継続監視調査（人為的な地下水汚染その他の自然由来汚染と判断できない地下水汚染の汚染監視調査）

人為的な地下水汚染その他の自然由来汚染と判断できない地下水汚染に係る汚染監視調査の調査地域および調査項目については、図表６のとおりです。なお、汚染監視調査は、初年度のみ年２回実施し、２年目以降は年１回実施します。

図表６　人為的な地下水汚染など自然由来汚染と判断できない地下水汚染の調査地域等

No	所管	調査地域名	地点数	回数	調査項目
1	大津市	大津市大江地区	2	1	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
2	南部	草津市矢倉地区	8	1	六価クロム
3		草津市矢倉地区	12	1	有機塩素系 A
4		草津市岡本町地区	7	1	有機塩素系 A
5		草津市野路地区	11	1	有機塩素系 A
6		草津市野路地区	1	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
7		守山市南東部・野洲市西部地域	7	2	有機塩素系 D
8	甲賀	湖南市石部地区	10	1	有機塩素系 A
9		甲賀市水口町城内・東林口・西林口・北脇地区	13	1	有機塩素系 A
10		甲賀市甲賀町大原市場地区	2	2	ベンゼン
11	東近江	東近江市湯屋町地区	1	1	有機塩素系 A
12	湖東	彦根市日夏・清崎・南川瀬地区	6	1	有機塩素系 A
13		愛荘町愛知川地区	8	1	有機塩素系 A
14	湖北	長浜市大寺町地区	10	1	有機塩素系 A
15		米原市村居田地区	5	1	有機塩素系 A

注）有機塩素系 A，B，C，D については、図表５を参照。

（４）継続監視調査（経過観察調査）

経過観察調査の調査地域および調査項目については、図表７のとおりです。

なお、概況調査および検出井戸周辺調査の結果、全ての調査対象井戸で環境基準値以下の検出であった場合に経過観察調査に準じて実施する調査を含みます。

図表７　継続監視調査（経過観察調査）の調査地域等

No	所管	調査地域名	地点数	回数	調査項目
16	南部	草津市西渋川地区	2	2	有機塩素系 A,B,C
17		草津市山寺町地区	1	2	鉛
18		守山市播磨田地区	11	2	有機塩素系 A
19	湖東	彦根市馬場・城町・長曽根地区	10	2	有機塩素系 A

注）有機塩素系 A，B，C，D については、図表５を参照。

６　実施機関

調査の実施機関は、大津市内は大津市、その他は県とし、必要に応じて関係機関で協議します。

参考１　地下水調査のフロー

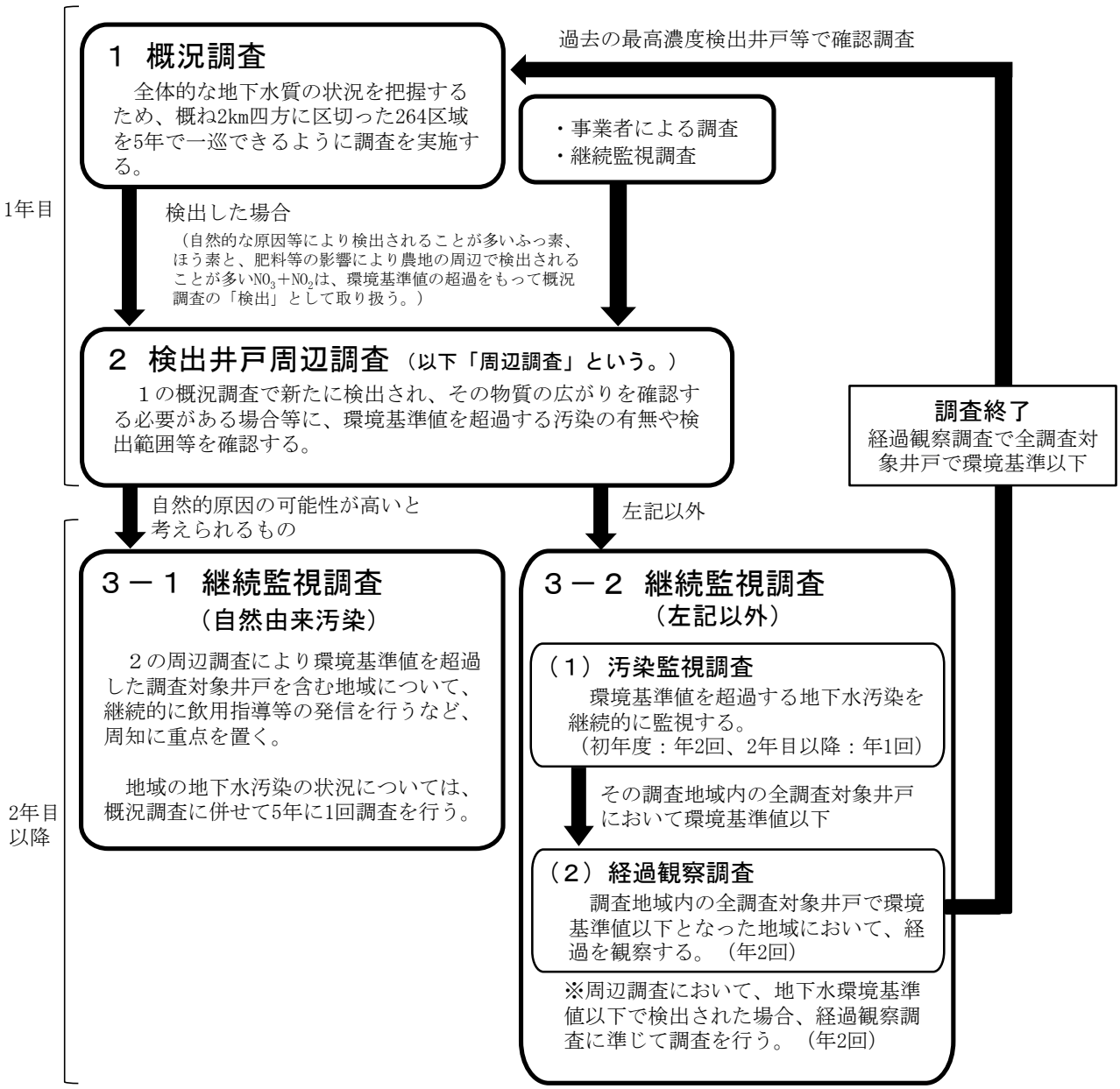

参考２　令和２年度から令和６年度までの概況調査の実施区域（予定を含む）

（１／２）

所管	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
大津市	34-3, 4, 5, 8	39-1, 2, 3, 4 40-1, 4	45-1 46-1, 5, 10, 13, 14	46-6, 7, 11, 12	大津市（旧志賀町） 28-1, 2, 3, 4, 5 34-1, 2
南部	守山市 34-6, 7, 9, 10 40-2, 3, 5, 6, 9	（栗東市） 40-12, 15 41-9, 11, 12, 14 47-1	（草津市） 40-7, 8, 10, 11, 13, 14 46-2, 3, 4, 8, 9	野洲市（旧野洲町） 35-14, 15 41-1, 2, 3, 6, 7, 10	野洲市（旧中主町） 35-3, 8, 9, 13
甲賀	甲賀市（旧甲南町） 48-9, 10, 11 54-1, 2, 5	甲賀市（旧信楽町） 53-1, 2, 3, 4	甲賀市（旧水口町） 48-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	湖南市（旧石部町） 41-15 47-2 甲賀市（旧土山町） 49-1	湖南市（旧甲西町） 41-13, 16, 17 42-14, 17 47-3, 4, 5 甲賀市（旧甲賀町） 54-3, 4, 6, 7, 8 55-1, 2
東近江	近江八幡市 35-1, 2, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 16, 17 36-11, 16	東近江市（旧湖東町） 36-10, 15 37-2, 3 東近江市（旧八日市市） 36-14, 18, 19, 21, 22, 23, 24, 25 42-2, 3, 4, 5	近江八幡市（旧安土町） 36-1, 6, 7, 12, 17 東近江市（旧蒲生町） 42-7, 8, 9, 11, 12	東近江市（旧愛東町） 36-20 37-4, 5 竜王町 41-4, 5, 8 42-1, 6, 10 日野町 42-13, 15, 16, 18, 19 43-4	東近江市（旧能登川町） 30-10, 11, 15, 16, 17 36-2 東近江市（旧五個荘町） 36-3, 8, 13 東近江市（旧永源寺町） 43-1, 2, 3

所管	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
湖東	彦根市 24-1,2 25-6,7,8,9 30-1,2,3,4,5,6,7,8,12 31-1,2	豊郷町 30-9,14	愛荘町（旧愛知川町） 30-13,18 36-4,9	愛荘町（旧秦荘町） 30-19 31-6 36-5 37-1	多賀町 31-3,7 甲良町 31-4,5
湖北	長浜市（旧虎姫町） 13-1 19-1	米原市（旧山東町） 19-7,11,14,17 20-3 米原市（旧近江町） 19-15,16 25-1,2 米原市（旧伊吹町） 20-1,2 米原市（旧米原町） 25-3,4,5	長浜市（旧びわ町） 12-10 18-1,2 長浜市（旧浅井町） 13-2,3,4	長浜市（旧余呉町） 7-1,2 長浜市（旧西浅井町） 7-3 11-1 長浜市（旧木之本町） 7-4 12-1,2 長浜市（旧高月町） 12-3,4,5,6 長浜市（旧湖北町） 12-7,8,9	長浜市 19-2,3,4,5,6,8,9,10,12,13
高島	高島市（旧高島町） 23-4,6	高島市（旧新旭町） 17-3,4,6,7	高島市（旧マキノ町） 11-2,3,4 高島市（旧安曇川町） 17-5 23-1,2,3,5	高島市（旧今津町） 11-5,6 17-1,2	高島市（旧朽木村） 16-1
合計	53	53	53	52	53

参考３　自然的原因の可能性が高いと考えられる地下水汚染

No	所管	調査地域名	調査区域	調査項目	調査実施年度（予定含む）				
					R2	R3	R4	R5	R6
1	大津市	大津市黒津地区	46-13	ふっ素			○		
2		大津市北小松地区	28-1	ふっ素					○
3	南部	野洲市～草津市湖岸地域	34-9	砒素	○				○
			35-3						○
			40-10						○
4		草津市馬場地区	46-9	砒素			○		
5		草津市矢倉・野路・南笠地区	40-14	総水銀			○		
			46-2,3				○		
6		野洲市小南地区	35-10（３）	ふっ素				○	
7		野洲市永原下町地区	35-14	ふっ素				○	
8	甲賀	湖南市下田地区①	42-14	砒素					○
9		湖南市下田地区②	42-17	ふっ素					○
10		湖南市岩根中央地区	47-4	ふっ素					○
11		湖南市下田・高松町地区	42-14	砒素					○
12		甲賀市水口町日電地区	48-3	砒素			○		
13		甲賀市水口町日電地区	48-3	ほう素			○		
14	東近江	近江八幡市岡山・桐原・北里学区地域	35-4	砒素	○				
			35-5（３）		○				
15		東近江市蒲生朝日野地区	42-7	砒素			○		
			42-12				○		
			42-15				○		
16		東近江市旧能登川町北部地域	30-10	砒素					○
			30-11（２）						○
17		日野町清田・別所地区	42-18	砒素				○	
18		竜王町西横関地区	35-16	砒素	○				
19		竜王町鏡地区	41-4（２）	鉛				○	
20		竜王町山面地区	41-4	砒素				○	
21	湖東	彦根市湖岸地域	30-6	砒素	○				
22	湖北	長浜市・米原市湖岸地域	13-1	砒素		○			
			18-1			○			
			19-15			○			
			25-5			○			
23		長浜市西浅井町地区	11-1（２）	ふっ素				○	
			7-3					○	
24		米原市本市場地区	19-11	砒素		○			
25		米原市本郷地区	19-17	ふっ素		○			
26		米原市本郷地区	19-17	ほう素		○			
27	高島	高島市マキノ町大沼地区	11-4	砒素			○		
28		高島市今津町日置前地区	11-5	砒素				○	

No	所管	調査地域名	調査区域	調査項目	調査実施年度（予定含む）				
					R7	R8	R9	R10	R11
29	湖東	彦根市高宮町地区	31-2	鉛	○				
30	高島	高島市安曇川町下小川・横江地区	23-5（２）	砒素			○		

注）調査区域欄には、調査対象井戸が存在する区域の番号を記載しています。
当該区域内に複数の調査対象井戸がある場合は、その数を括弧で示しています。